



公募型プロポーザル実施公告

次のとおり「(仮称)十和田市 市営住宅北園団地・瀬戸山団地整備事業」に関する公募型プロポーザルの手続きを開始する。

令和3年11月12日

十和田市長 小山田 久



1. 事業概要

- (1) 事業名称 (仮称)十和田市 市営住宅北園団地・瀬戸山団地整備事業
- (2) 事業目的 本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき、民間ノウハウによる質の高いサービスの導入や市財政の平準化を考慮しつつ、市民の住宅ニーズに応えた魅力ある住環境を創出するとともに、市内への定住促進、市民交流の活性化、社会福祉・防災機能や利便性の向上を図るため、「十和田市立地適正化計画(2018年1月策定)」による、「居住誘導区域」内に位置する「市民東プール跡地」及び「旧県西公舎用地」の市有地2箇所を事業用地として、住宅困窮者や高齢者へ配慮するとともに、街なかに居住を誘導しながらインフラコストの抑制に努め、将来的に持続可能な街づくりに寄与することを目的に、市営住宅を整備するものである。
- (3) 事業内容 本事業は、PFI法に基づき、市が指定する事業用地に、特定事業者が自らの提案をもとに建替住宅等の設計・建設等を行い、市に所有権を移転するBT(Build Transfer)方式により実施するものである。
- (4) 事業期間 本事業の期間は、特定事業契約締結日の翌日から令和6年11月30日までとする。

2. 事業に要する費用

3,410,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

3. 日程

- (1) 募集要項等に関する質問の受付
令和3年11月15日（月）～令和3年11月26日（金）まで。ただし、平日9時～17時まで
- (2) 募集要項等に関する質問への回答
令和3年12月3日（金）市のホームページにて回答
- (3) 応募表明書等の受付
令和3年12月6日（月）～令和3年12月13日（月）17時必着
- (4) 応募資格審査結果通知
令和3年12月下旬（予定）
- (5) 提案書の受付
令和4年1月11日（火）～令和4年1月17日（月）17時必着
- (6) 提案書類審査
令和4年1月下旬予定（予定）
- (7) プレゼンテーション
令和4年2月上旬（予定）
- (8) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定
令和4年2月上旬（予定）
- (9) 審査講評の公表
令和4年2月上旬（予定）
- (10) 基本協定の締結
令和4年2月下旬（予定）
- (11) 仮契約の締結
令和4年3月上旬（予定）

(12) 特定事業契約の締結

令和4年3月中旬(予定)

4. その他

詳細は、「(仮称)十和田市 市営住宅北園団地・瀬戸山団地整備事業 募集要項」によるものとする。

5. 問い合わせ先

十和田市 建設部 都市整備建築課 建築住宅係

担当：太田、後沢、市川

〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6-1

TEL : 0176-51-6738

E-mail: toshiken@city.towada.lg.jp